

環委 第 7 号
平成18年6月16日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県環境影響評価委員会
委員長 瀧 和夫

(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価方法書
について(答申)

平成18年3月17日付け環第724号で諮問のありましたこのことについて、
別紙のとおり答申します。

なお、本事業における施設の配置計画については、地形の改変を少なくし、可能な限り自然形態を残すよう要望します。

(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見(答申)

当委員会は、(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価方法書について、当該事業の内容及びその周辺の環境を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

当該事業は、成田市及び富里市の共同事業として一般廃棄物焼却等施設を設置する事業であるが、事業者から提出された方法書においては、対象事業の処理方式を記載された3案より選定するとしていることから、施設の配置・構造など事業特性の詳細が明らかになっていない状況である。このため、処理方式の選定に当たっては環境への影響を十分に配慮するとともに、環境影響評価の実施に当たっては、採用した処理方式の特性を踏まえ、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を適正に行う必要がある。

また、対象事業実施区域内に成田市が設置している廃棄物焼却施設があることから、環境影響評価の実施に当たっては、当該既存施設及びその周辺の環境の状況に関する自主調査結果を有効に利用する必要がある。

さらに、環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を基に、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り回避・低減する必要がある。

なお、当委員会における審査経緯は別紙のとおりである。

記

1 事業計画にかかわる事項について

(1) 将来ごみ排出量について、過去のごみ排出量に基づきトレンド方式により設定しているが、当該排出量の設定は廃棄物焼却施設の処理能力を決定する基礎となることから、今後事業者が行うとしている一般廃棄物処理計画の見直し等に基づき、将来ごみ排出量を適切に設定すること。

さらに、これに基づき設定した施設の処理能力、選定した処理方式、年間稼働計画及びごみ組成等を踏まえ、環境影響評価に用いる各項目の諸元を適切に設定すること。

(2) 対象事業実施区域は、航空法の規制により建築する煙突の高さが制限されること、また周辺区域に比べ低地であることから、排ガスの処理方式について、環境影響をできる限り回避・低減できる方式の導入を検討すること。

2 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

(1) 環境影響評価の項目について

ア 大気質について、選定した処理方式、焼却する廃棄物の性状及び既存廃棄物焼却施設から排出される有害物質の調査結果等を踏まえ、対象施設の稼動に伴うカドミウム、弗化水素及び鉛等の有害物質の排出による影響について必要に応じて環境影響評価を実施すること。

イ 土壌について、対象事業実施区域に隣接する工業団地において地下水汚染が確認されていることから、項目として「工事の実施」における「基礎工事」も追加するとともに地下水の調査を行い、必要に応じて予測・評価を実施すること。

ウ 水文環境について、隣接する工業団地において地下水汚染が確認されていること及び水路を含んだ地形の改変を行うことから、汚染地下水の拡散防止の観点も含め、環境影響評価を実施すること。

エ 植物、動物、陸水生物及び生態系について、施工時においては供用時における影響とは異なることから、施工時における影響についても環境影響評価を実施すること。

オ 温室効果ガスについて、対象施設の稼動に伴いメタンが発生するおそれがあることから、メタンを含めて環境影響評価を実施すること。

(2) 調査、予測及び評価の手法について

ア 大気質にかかわる事項

(ア) 予測に使用する気象条件について、周辺の一般環境大気測定局の風向・風速情報を用いる場合には、現地における実測との相関や既存廃棄物焼却施設における目視等による確認を行い、適切に設定すること。

(イ) 拡散予測モデルについて、周辺の地形や建物による気流の乱れを考慮し適切な予測結果が得られるよう、より良い予測モデルの採用について検討すること。

(ウ) 煙突によるダウンウォッシュについて、煙突の形状を十分考慮してその発生状況を検討し、適切な手法により予測すること。

イ 水質にかかわる事項

(ア) 供用時の水質について、放流先の荒海川は類型指定されていないことから、利水状況等を踏まえ適切な評価基準を設定すること。

(イ) 放流先の河川における水質調査について、豊水期・渇水期の2回実施することとしているが、「千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料」に基づき、原則として1年間毎月1回以上の頻度で定期的を実施すること。

ウ 動物にかかわる事項

ライトトラップ法による調査について、採集される昆虫類は事業実施区域外のものも含まれる可能性があることから、重要な種が確認された場合は、その食性と植物相を照合し、当該区域での発生・生息について予測・評価すること。

エ 廃棄物にかかわる事項

廃棄物について、排出されるスラグ・メタル及び飛灰を有効利用、または最終処分したときに、それらから溶出する有害物質が、事業者において実行可能な範囲内でできる限り低減されているかどうかの観点からも評価すること。

オ 温室効果ガスにかかわる事項

温室効果ガスについて、発電等の余熱利用などによる化石燃料使用電力の削減効果等も含めて予測・評価を行うこと。

(別紙)

(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価方法書
についての千葉県環境影響評価委員会における審査経緯

委員会開催年月日	審査の概要
平成 18 年 3 月 17 日	1 千葉県環境影響評価委員会に諮問 2 現地視察
平成 18 年 4 月 21 日	環境影響評価方法書の事業者説明及び検討
平成 18 年 5 月 19 日	環境影響評価方法書の再検討
平成 18 年 6 月 16 日	答申案内容の検討及び答申